

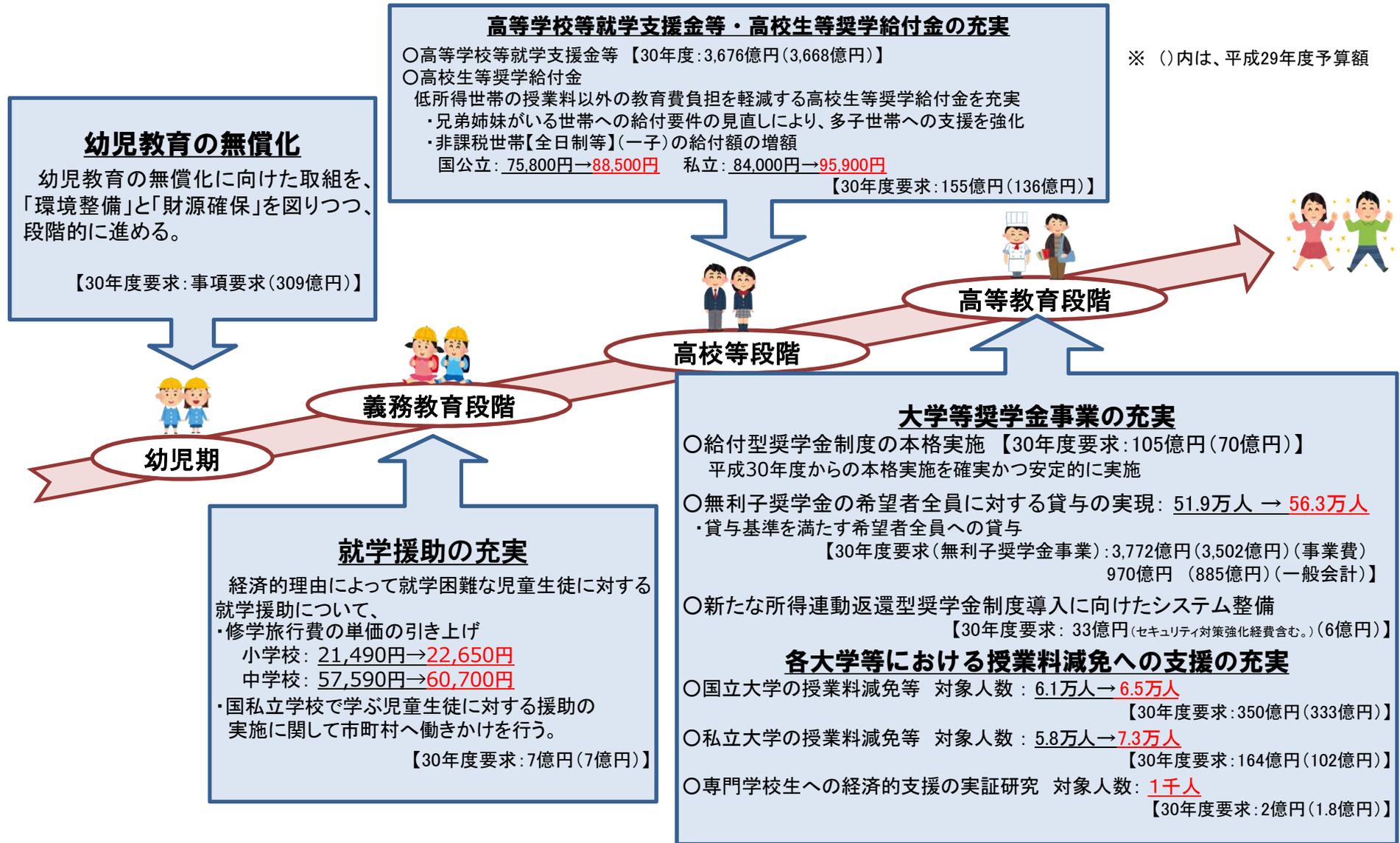
参考資料

文部科学省

I	教育費負担軽減策について	1
II	教育の質の向上施策について	16
III	参考	21

I 教育費負担軽減策について

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を目指す



希望する質の高い教育を受けられる社会を実現

幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進【事項要求】 (幼稚園就園奨励費補助)

(前年度予算額 309億円)
平成30年度要求額 事項要求

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。
- 「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成29年7月31日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、平成29年度については、低所得の多子世帯等の保護者負担軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進。

※幼稚園就園奨励費補助 (補助率: 1/3以内)
幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し国が所要経費の一部を補助する。

<参考1> 幼児教育無償化に向けた平成29年度の取組

1. 市町村民税非課税世帯第2子の無償化

- ◆ 市町村民税非課税世帯の**第2子の保護者負担を無償**にする。

<保護者負担額>

第2子	H28: 月額 1,500円	→	H29: 0円 (▲ 1,500円)
	年額 18,000円	→	0円 (▲ 18,000円)

2. 市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯の保護者負担軽減

- ◆ ひとり親世帯等の保護者負担の**軽減措置を更に拡充**する。

<保護者負担額>

第1子	H28: 月額 7,550円	→	H29: 月額 3,000円 (▲ 4,550円)
	年額 91,000円	→	年額 36,000円 (▲ 55,000円)

- ◆ その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

<保護者負担額>

第1子	H28: 月額 16,100円	→	H29: 月額 14,100円 (▲ 2,000円)
	年額 192,800円	→	年額 168,800円 (▲ 24,000円)
第2子	H28: 月額 8,050円	→	H29: 月額 7,050円 (▲ 1,000円)
	年額 97,000円	→	年額 85,000円 (▲ 12,000円)

<参考2> 国庫補助限度額と保護者負担の現状等（平成29年度）

※緑色部分は平成28年度より多子軽減の適用条件を変更
 ※黄色部分は多子軽減の適用条件に変更無し

○階層区分ごとの補助額・保護者負担額（平均）

【階層区分】	年収(目安)	区分	保育料(入園料を含む)の全国平均 308,000円(年額)	
【第Ⅰ階層】生活保護世帯	-	第1子	308,000円	
		第2子	308,000円	
		第3子以降	308,000円	
【第Ⅱ階層】 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	～約270万円	第1子	272,000円	36,000円
		第2子	308,000円	
		第3子以降	308,000円	
【第Ⅲ階層】市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯	～約360万円	第1子	139,200円	168,800円
		第2子	223,000円	85,000円
		第3子以降	308,000円	
【第Ⅳ階層】市町村民税所得割課税額 211,200円以下世帯	～約680万円	第1子	62,200円	245,800円
		第2子	185,000円	123,000円
		第3子以降	308,000円	
上記区分以外の世帯	約680万円～	第1子	(308,000円)	
		第2子	154,000円	154,000円
		第3子以降	308,000円	

○ひとり親世帯等の特例

【階層区分】	年収(目安)	区分	保育料(入園料を含む)の全国平均 308,000円(年額)	
【第Ⅱ階層】のうち、ひとり親世帯等	～約270万円	第1～3子	308,000円	
【第Ⅲ階層】のうち、ひとり親世帯等	～約360万円	第1子	272,000円	36,000円
		第2子	308,000円	
		第3子以降	308,000円	

義務教育段階の就学援助（概要）

平成30年度概算要求額 7.2億円（平成29年度予算額:7.2億円）

1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ①要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【平成26年度 約14万人】
- ②準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【平成26年度 約135万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ①補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ②補助対象費目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③国庫補助率：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④平成30年度概算要求事項：
修学旅行費の単価引き上げ ①小学校：21,490→22,650円、②中学校：57,590→60,700円



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業

【実施期間】平成29～33年度、平成30年度概算要求額：12億円（平成29年度予算額 12億円）

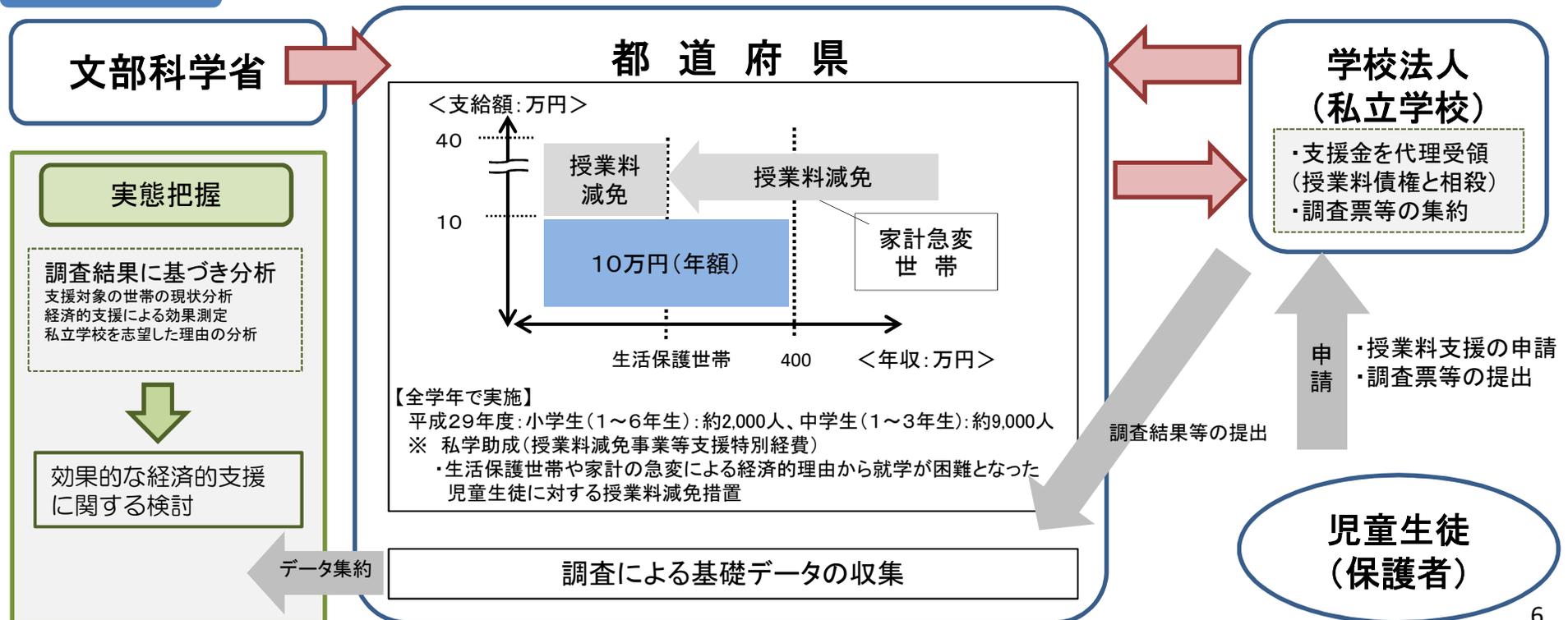
施策目的

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。

背景

- ① 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならない。（教育基本法）
- ② 私立学校も「公の性質」を有する学校として、公立学校とともに義務教育制度の一翼を担っている。
- ③ 私立小学校の授業料平均は約43万円、私立中学校の授業料平均は約41万円であり、家庭の経済的負担が大きい。
（教育基本法、学校教育法により、国立又は公立の小中学校は無償。）

スキーム



高等学校等就学支援金交付金等

平成30年度概算要求額 3,676億円（平成29年度予算額 3,668億円）

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金（新制度・旧制度）	3,632億円
公立高等学校授業料不徴収交付金（旧制度）	0.2億円
高等学校等就学支援金事務費交付金	44億円

概要

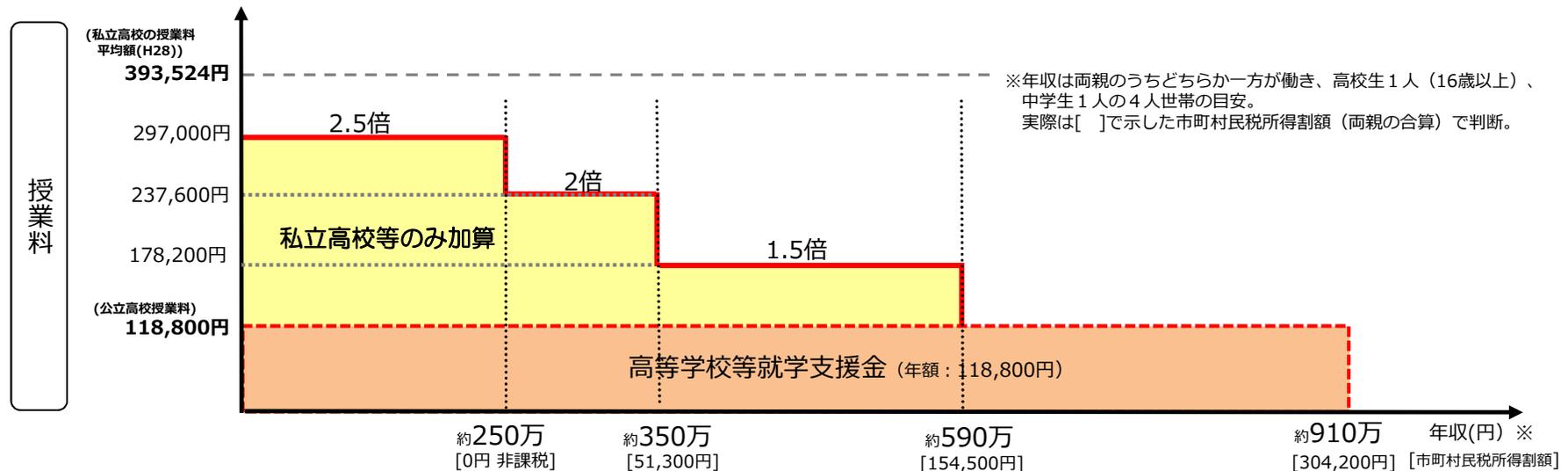
全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

◆対象となる学校種

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。

◆受給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円（市町村民税所得割額 304,200円）以上の世帯の生徒については、就学支援金を支給しない。

◆支給額は年額118,800円を上限とするが、私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等については、所得に応じて59,400円～178,200円を加算して支給。



高校生等奨学給付金の拡充

平成30年度概算要求額 : 155億円 **【19億円増】**
 平成29年度予算額 : 136億円

施策内容

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。(国庫負担1/3)

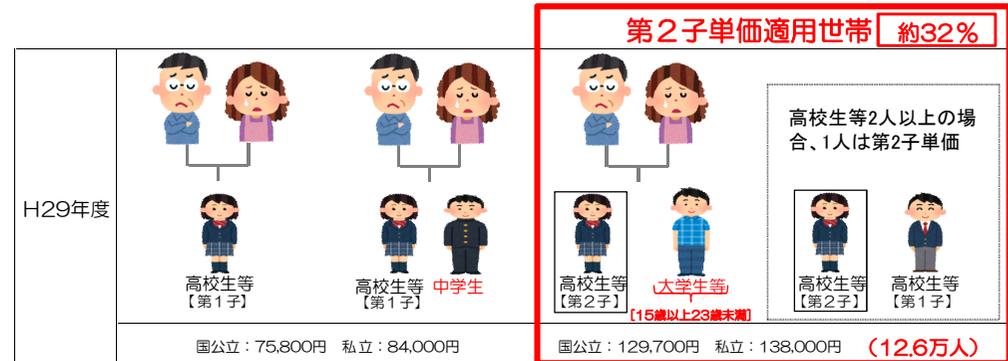
拡充内容

<非課税世帯 全日制等 (一子単価) の給付額の増額>

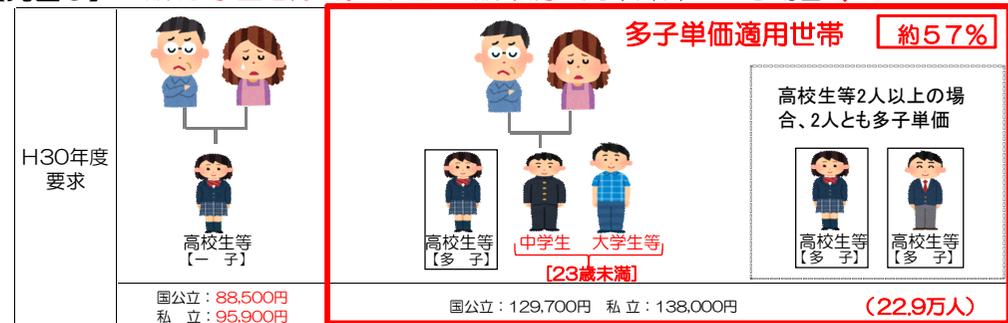
世帯区分	給付額 (年額)	
生活保護受給世帯 全日制・通信制	国公立 32,300円	私立 52,600円
非課税世帯 全日制等 (一子単価)	国公立 75,800円	私立 84,000円
	国公立 ↓(+12,700円) 88,500円	私立 ↓(+11,900円) 95,900円
	教科外活動費の増	
非課税世帯 全日制等 (多子単価)	国公立 129,700円	私立 138,000円
非課税世帯 通信制	国公立 36,500円	私立 38,100円

<多子世帯への支援を強化 (給付要件の見直し)>

【現行】15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

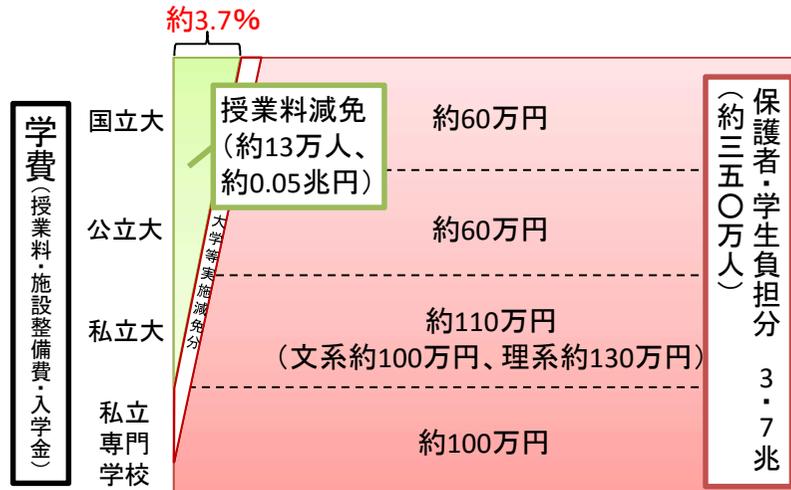


【見直し】12歳(小学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合 ↓ 約10.3万人増



低所得世帯や多子世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

高等教育段階における負担軽減策（現行）



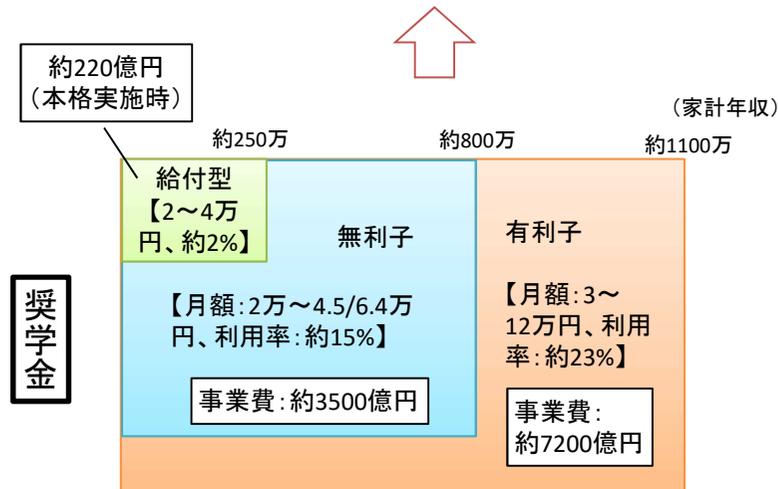
【授業料減免】（平成29年度予算）

- 国立大学（333億円）
 - 6.1万人 補助率 10/10
- 私立大学（102億円）
 - 5.8万人 補助率 1/2
- 公立大学（34億円）
 - 1.1万人 各自治体の財源により実施

※地方財政措置による平成27年度実績

+

その他の学生生活費：自宅生 約60万円、自宅外生 約115万円



【奨学金】

- | 給付型 | (月額) |
|-------------|---------|
| 6万人 (本格実施時) | 2~4万円 |
| 無利子 | |
| 51.9万人 | 2~6.4万円 |
| 有利子 | |
| 81.5万人 | 3~12万円 |

→全学生の約4割（38.3%）が利用

(独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実

<平成30年度概算要求>

意欲と能力のある学生・生徒が、経済的理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、

- ①給付型奨学金制度の本格実施
- ②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施
- ③所得連動返還型奨学金制度を確実に実施するためのシステム開発等

など、大学等奨学金事業の充実を図る。

①給付型奨学金制度の本格実施 基金：105億円（35億円増）

平成30年度からの本格実施を確実にかつ安定的に実施。

【制度概要】

◇対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件（※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準）を満たす学生を高校等が推薦

- ※①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
- ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
- ③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

◇給付額：（国公立・自宅）月額2万円、（国公立・自宅外／私立・自宅）月額3万円（私立・自宅外）月額4万円

※国立大学・高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額
※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

◇給付人員：22,800人〔うち新規 20,000人〕（平成29年度：2,800人）

②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施

無利子奨学金事業費：3,772億円（271億円増）

〔ほか被災学生等分17億円〕

制度を着実に実施し、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実施。

◇無利子奨学金貸与人員：56万3千人（4万4千人増）

〔ほか被災学生等分3千人〕

※無利子奨学金事業費のうち財政融資資金等活用分：393億円（6万4千人分）

③所得連動返還型奨学金制度を確実に実施するためのシステム開発等

システム開発・改修費：33億円（27億円増）

所得連動返還型奨学金制度を確実に実施するため、システムの開発・改修等を実施。

(参考)無利子奨学金及び有利子奨学金の平成30年度事業の概況

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	56万3千人(4万4千人増) 〔他被災学生等分3千人〕	80万3千人 (1万2千人減)
事業費	3,772億円(271億円増) 〔他被災学生等分17億円〕	7,177億円 (61億円減)
うち 一般会計 復興特会等	政府貸付金 一般会計:970億円 復興特会: 1億円 財政融資資金 89億円	財政融資資金 7,076億円
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3、5、4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 <住民税非課税世帯の学生等> ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に 優秀な能力を有する ③学修意欲がある
30年度 採用者	家計基準は家族構成等による(子供1人~3人世帯の場合)	
	一定年収(700~1,290万円) 以下	一定年収(870~1,670万円) 以下
返還期間	卒業後20年以内 <所得連動返還を選択した場合> ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) (平成29年3月貸与終了者)
		利率見直し 0.01%
		利率固定 0.33%

大学等奨学金事業の充実

～平成29年度予算及び文部科学省給付型奨学金制度検討チームまとめ～

給付型奨学金制度の創設

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生, 児童養護施設退所者等)を対象に29年度から先行実施。本格実施は30年度から。
- ※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入
- ※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用

平成29年度
先行実施

対象
拡大

平成30年度
本格実施

対象	私立自宅外生	児童養護施設退所者等	大学、短期大学、高専(4・5年) 専門学校(学生・生徒) (高校3年次に予約採用)
給付基準	【学力・資質】 十分に満足できる高い学習成績を収めている 【家計】 住民税非課税世帯	【学力・資質】 大学等における学修に意欲があり、進学後に特に優れた学習成績を収める見込み 【家計】 —	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦(成績基準の目安等はガイドライン※を作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ③社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある 【家計】 ・住民税非課税世帯
給付月額	4万円	①国公立3万円 ②私立4万円	①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円
※児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付 ※国立で授業料減免を受けた場合は減額			

無利子奨学金の大幅な充実

- ✓ 非課税世帯学生について、成績基準を実質的に撤廃
給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)
- ✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者(残存適格者)を解消
予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)
- ✓ 卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる
所得連動返還型制度を導入 最低返還額は2千円から

予算額・対象規模

<平成29年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型 (先行実施時)	約2800人	15億円 (29年度は基金として70億円を措置)

※ 本格実施後の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

給付型奨学金	無利子奨学金
進学者 2万人【新規】※ (本格実施時)	進学者 15.1万人 (平成28年度10.7万人)

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】
各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

給付型奨学金の対象規模・世帯年収別学生生活費

給付型奨学金の対象規模(1学年)

非課税世帯生徒数	15.9万人
うち、大学等進学者数	6.1万人
うち、奨学金貸与数(無利子+有利子)	4.5万人
うち、無利子奨学金貸与者数	2.5万人
給付型奨学金支給者数	2万人

世帯年収別学生生活費(年額)

(千円)

世帯年収 (万円)		平均	~200	200 ~300	300 ~400	400 ~500	500 ~600	600 ~700
奨学金貸与額	H22	380	632	693	601	540	460	402
	H24	395	782	677	632	566	462	427
	H26	371	540	620	578	530	467	401
	平均	382	651	663	604	545	463	410
家庭からの給付	H22	1228	752	721	873	965	1063	1097
	H24	1215	487	748	869	982	1074	1123
	H26	1194	677	874	827	936	1021	1098
	平均	1212	639	781	856	961	1053	1106

仮にこの層に給付する場合、額によってはこれより上の層と**経済状況が逆転**する。